

## 第 10 回東京都震災復興検討会議議事録

平成 17 年 4 月 19 日（火）15：00～17：00

第二庁舎 10 階 213・214

○栗原副参事 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第 10 回東京都震災復興検討会議」を開催いたします。私は都の総合防災部情報統括担当の副参事栗原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座長選任までのあいだの進行を務めさせていただきます。

会議に先立ちまして、委員のご紹介ならびに都特別区、市の出席者を紹介させていただきます。最初に委員の皆様をご紹介いたします。昨年 11 月の委員改選にあたり、13 名の方に新たに委員として委嘱させていただいております。皆様には本会議の委員を快くお引き受けいただきましたことを、心から御礼申し上げます。

それでは、参考資料 1、東京都震災復興検討会議委員名簿にしたがってご紹介申し上げます。安藤雄太委員でございます。

○安藤委員 安藤と申します。よろしくお願ひします。

○栗原副参事 池上三喜子委員でございます。

○池上委員 池上でございます。よろしくお願ひします。

○栗原副参事 石川孝重委員でございます。

○石川委員 石川です。よろしくお願ひします。

○栗原副参事 五辻活委員でございます。

○五辻委員 五辻でございます。よろしくお願ひします。

○栗原副参事 呉善花委員でございます。

○呉委員 呉善花でございます。よろしくお願ひします。

○栗原副参事 垣内恵美子委員でございます。

○垣内委員 よろしくお願ひします。

○栗原副参事 今野裕昭委員でございます。

○今野委員 今野と申します。よろしくお願ひします。

○栗原副参事 佐口和郎委員でございます。

○佐口委員 佐口と申します。よろしくお願ひします。

- 栞原副参事 佐藤滋委員でございます。
- 佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いします。
- 栞原副参事 重川希志依委員は、所用により欠席されるとご連絡をいただいております。それと高橋紘士委員も所用でご欠席ということで、ご連絡でございます。高見澤邦郎委員でございます。
- 高見澤委員 高見澤です。よろしくお願いします。
- 栞原副参事 高見沢実委員も所用でご欠席ということで、ご連絡をいただいております。田代順孝委員でございます。
- 田代委員 田代でございます。
- 栞原副参事 田近委員は、少し遅れられるようで、あらためてご紹介させていただきたいと思っております。中林一樹委員でございます。
- 中林委員 中林です。よろしくお願いします。
- 栞原副参事 藤吉洋一郎委員は、所用により欠席されるとのご連絡をいただいております。室崎益輝委員でございます。
- 室崎委員 室崎でございます。よろしくお願いします。
- 栞原副参事 森反委員も少し遅れられるようで、あとでご紹介させていただきたいと思っております。山崎摩耶委員でございます。
- 山崎委員 山崎でございます。よろしくお願いいたします。
- 栞原副参事 以上で委員の紹介を終わります。本日、いま現在ご出席の委員数でございますが、委員 20 名のうち、14 名の委員にご出席いただいております。
- 森反章夫委員が、いま。
- 森反委員 森反です。よろしくお願いします。
- 栞原副参事 20 名中 15 名の委員にご出席いただいております。
- 続きまして、都および特別区、市の職員を紹介させていただきます。東京都震災復興検討委員長長の福永正通副知事でございます。
- 福永副知事 福永です。よろしくお願いします。
- 栞原副参事 東京都震災復興検討委員会副委員長梶山都市整備局長の代理の石井市街地整備部長でございます。
- 石井市街地整備部長 石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 栞原副参事 東京都震災復興検討委員会幹事長の中村危機管理監でございます。

○中村危機管理監 中村でございます。よろしくお願いいたします。

○栞原副参事 なお、中村危機管理監は、検討委員会委員を兼務しております。その他幹事につきましては、参考資料2、東京都震災復興検討委員会幹事会構成員名簿をもって紹介に変えさせていただきます。以上で出席者の紹介を終わらせていただきます。

次に、会議の開催にあたり、福永委員長からご挨拶を申し上げます。

○福永副知事 副知事の福永でございます。本日は、震災復興検討会議の委員の皆様方には、大変ご多忙のなかご出席をたまわりました。まことにありがとうございます。

また、このたび新たに委員とされました、ただいまご紹介をなされました13名の学識経験者の皆様方には、委員の就任につきまして快くお受けいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、これまで震災復興検討会議の場では、直下型の大地震の発生を想定いたしまして、震災復興に関する基本的な理念、あるいは具体的な復興マニュアルの整備など、幅広くご審議をいただいております。

おかげさまで、これまでのご提言の成果をもとに、都市と生活それぞれに復興のマニュアルが作成され、さらにこの2つのマニュアルが基礎となりまして、2つを統合いたしました改訂マニュアル、および都民の皆様向けのマニュアルの作成に結びつけることができたのでございます。

また、震災復興グランドデザインの作成、あるいは震災対策条例などの改正などにあたりまして、他の自治体よりも進んだかたちで、取組みを充実させたと、私ども東京都が自負をさせていただくことができますのも、委員の皆様方からのご支援があればこそというところで、深く感謝を申し上げる次第でございます。

昨年、国内では新潟県の中越地震や、台風による記録的な豪雨がございました。また、海外に目を転じてみますと、スマトラ島西沖の大地震。その地震に伴いますインド洋一体を襲う大規模な津波がございました。多くの尊い人命が失われたわけでございます。被害にあわれた方々に対しましては、謹んで哀悼の意を表するものでございます。

仮に、このような大災害といえますか、直下型大地震が発生したといたしますと、この東京では都民の皆様のかげがえのない生命や財産が、甚大な被害を及ぼされるということでございまして、被害想定を国では昨年発表いたしましたわけでございます。

首都東京にとって、大切な安心・安全を確保していくためには、行政はもちろんのことでございますが、都民の皆様ご自身、そして企業、あるいはNPOという多くの主体の方々

が、ともに積極的に取り組んでこれに参加し、連帯を強めていくことが重要でございます。

このため、東京都は今後とも委員の皆様方の貴重なご提言をもとに、本委員会と歩みをもとにしながら、東京の震災復興対策の充実に努めてまいりたいと存じます。委員の皆様方には、専門的な見地からご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○榎原副参事 福永副知事は所用がございますので、ここで退席させていただきます。続いて、高橋総務局参事より、本検討会議の設置趣旨につきまして、ご説明させていただきます。

○高橋参事 それでは、私から東京都震災復興検討会議の設置趣旨について、ご説明申し上げます。平成7年阪神・淡路の大震災を教訓に、東京都では震災復興に向けた備えが重要であるとの認識に立ちまして、平成9年庁内に東京都震災復興検討委員会を設置し、震災復興についての審査をおこなうとともに、震災復興マニュアルの策定、およびマニュアルに関する事項の検討を進めてまいりました。

本会議は庁内の検討委員会に対し、意見および助言をおこなう会議。すなわち、検討委員会の委員長でございます副知事の私的諮問機関でございます。恐縮ですが、参考資料5、ちょっと後ろのほうでございますが、「東京都震災復興検討委員会設置要綱」がございますけれども、そこの第2に規定してございます。

めくっていただきまして、その関係につきまして、参考資料3の「震災復興マニュアルの検討体制」でお示ししてございます。

何回もおめくりいただいて恐縮なのですが、参考資料4をご覧になっていただきたいと思います。本会議の要項でございます。まず第1は設置目的でございます。東京都震災復興検討委員会の検討事項に関して、予め、都民の立場を踏まえた専門的見地からの意見、助言を得るために、本会議を設置するということでございます。「予め」ということ、予め震災に備えておくということがポイントでございます。

次に所掌事項でございます。(1)から(4)まで列挙してございます。1は、震災復興に関する基本的な理念および方針に関すること。2、震災復興計画および個別復興施策のあり方に関すること。3は、東京都震災復興マニュアルの見直しに関すること。その他、となっております。具体的には、本日の議事でご議論いただくということになります。

なお、東京都は震災復興後、知事を本部長といたします震災復興本部を設置し、遅滞なく復興にかかわる基本方針、また6カ月以内を目途に復興計画を策定することとしており

ます。その際は、本会の位置づけを変更いたしまして、本部長の諮問機関として復興計画の骨格を検討する役割をお願いすることも想定してございますので、よろしく願いいたします。

第3は会議の構成でありまして、20名以内の委員で構成されるものとしております。

第4は、委員の任期でございます。委嘱の日、これは平成16年、昨年11月の1日でございますけれども、2年間としてございます。

第5は、座長および副座長の規定でございます。座長は互選で、副座長は座長の指名による選任としております。本日は委員改選後、最初の会議でありますので、座長、副座長とも後ほどお決めいただきたいと存じます。

第7は、この会議の公開についての規定でございます。この会議そのものと議事録は、ともに公開することと規定されております。ただし、会議での決定によって、非公開とすることができるものとしてございます。

第8は、幹事の規定です。会議における検討を補佐するために幹事を置くこと、および幹事の構成員を規定してございます。資料2の名簿のとおりでございます。

以上で、設置の趣旨等について、説明させていただきました。

○栞原副参事 ご説明いたしました会議設置の趣旨の内容について、何かご質問がございますでしょうか。なければ、次に移りたいと思います。

次は、座長の選出となっております。座長は参考資料4、東京都災害復興検討会議設置要項第5の規定に、会議に座長および副座長を置く、座長は委員の互選により選出すると定められております。お諮りしたいと思います。いかがいたしましょうか。

○佐藤委員 よろしければ、私からご提案させていただきたいと思うのですが、中林先生に、できたら座長をお願いできればと思います。都の震災復興マニュアルの策定からずっと関わっていらっしゃる、取りまとめにもご尽力したということで、最適任かと思いますが、いかがでしょうか。

○栞原副参事 ただいま、中林委員に座長をお願いしたらいかがとのご発言がございました。お諮りいたします。よろしゅうございますでしょうか。異議がないということで、座長は中林委員をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

議事に入る前に、資料の確認をお願いいたします。本会議次第の次のページに資料の一覧表がございます。会議配布資料は、資料1から資料4まで。このうち、資料4は、4-1、4-2、4-3の3つに分かれております。参考資料は1から6まで。閲覧用机上配

布の資料は3冊ございます。ほかに1枚ものの資料として、本会議の座席表、本会議委員名簿の差替え版、これは五辻活委員の役職の変更に伴うものでございます。それと中央防災会議の被害想定公表についての資料がございます。合わせて3枚でございます。

お手元の資料に、万一不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしゅうございますでしょうか。それでは、中林委員には、座長席へお移り願いたいと思います。

これからの進行につきましては、座長によりしくお願いいたしたいと思います。

○中林座長 首都大学東京の中林と申します。皆様から、私に座長ということでご推薦いただきまして、微力ではございますけれども、座長を引き受けさせていただきます。任期2年ということですので、少し長い会議ですけれども、よろしくお願いいたします。それでは、これから私のほうで進めさせていただきたいと思います。

早速ですけれども、先ほどの会議の設置、参考資料4でしたでしょうか。検討会議の設置要綱によりますと、会議には副座長を置くということで、副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理するということなのですけれども、座長の指名により選任するということになっておりますので、僭越ですけれども、指名をさせていただきたいと思います。

復興は、総合的な復興が必要ですが、特にまちづくりとしての復興というのが、東京では非常に大事になってくるというふうに考えております。まちづくりについて、東京あるいは首都圏の様々な事例を踏まえて造詣の深い、佐藤滋委員に副座長をお願いしたいということで、指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

○栞原副参事 その前に、いま田近栄治委員がお着きでございますので、ご紹介させていただきます。

○田近委員 一ツ橋の田近です。すみません。新学期早々遅れまして。よろしく申し上げます。

○中林座長 それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は、次第にございますように4点でございます。最初に事務局から、資料を用意していただいておりますので、一括してご説明をいただいたあと、皆様に意見をいただきたいと思います。

最初が震災復興マニュアルの検討状況ということでございまして、昨年度一年間の検討状況ということになろうかと思っておりますけれども、事務局からご説明をお願いしたいと思

ます。

○高橋参事 マニュアル検討状況の報告に入ります前に。

○中林座長 そうですね。失礼いたしました。今回、新しく入られた委員の方も多いということで、まず東京都の震災復興マニュアルとはどういうものかということ、最初に簡単にご説明をいただき、そのあと4つの議題についてご説明いただきたいと思います。すみません。

○高橋参事 承知いたしました。佐口先生のほうからでは見えにくいので、大変恐縮なのですが、パワーポイントを用いておおむね10分ぐらいでご説明申し上げたいと思います。なお、お手元に同じ資料を配布していますので、ご参考にいただければと思います。

すみません、リハーサルどおりにいかないもので。復旧するまで、お手元の資料をベースに先に進めさせていただきたいと思います。

1ページおめくりいただきまして、2ページです。「震災復興マニュアル策定の経緯」というタイトルのところがございます。経緯について、ご説明申し上げます。阪神・淡路大震災後、庁内の検討を経まして。資料は大丈夫でしょうか。1ページです。平成9年にハード部門の復興マニュアルであります「都市復興マニュアル」が策定されまして、翌平成10年には医療福祉関係、いわゆるソフト部門の復興マニュアルであります「生活復興マニュアル」が策定されました。

その後、改定作業を進めるなかで、都民に対して復興の全体像を明らかにいたしまして、復興のプロセスを提示する必要があるのではないかという意見がございました。

これを受けまして平成15年3月には、都民向けに復興のプロセスを提示いたしました「復興プロセス編」を策定いたしました。これは、お手元にありますクリーム色の冊子でございます。

また同時に、「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を統合いたしまして、行政職員向けのマニュアルといたしまして、「復興施策編」を策定いたしました。これがお手元にありますブルーのバインダーの分厚いものでございます。

次のページです。続きまして、このマニュアルの前提条件について、ご説明申し上げます。まず被害想定でございますけれども、このマニュアルは、平成9年8月に東京都防災会議で示しました「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」で示した被害想定を前提としております。

その報告書で示された被害想定と、阪神・淡路大震災の被害を比較してみますと、これはパワーポイントがないので色がついていないのですけれども、グラフの左側が神戸で、右側が東京ということになります。

それを見ますと、東京では火災による消失面積が約 9,600 ヘクタールということで、阪神・淡路の約 140 倍。火災による消失建物が、約 37 万 8 千棟ということで、阪神・淡路の 54 倍の被害が出ると想定されております。このことから、東京で震災が起こった場合、火災による甚大な被害が出ることが想定されているということが、特徴の一つとして理解いただけたらと思います。

次の 3 ページでございます。それでは、東京都震災復興マニュアルのうち、まず「復興プロセス編」についてご説明申し上げます。このプロセス編は、被災者の行動指針となるように都民向けに策定したもので、自助・共助・公助の連携による復興の全体を示し、住民全体の復興を推進するための仕組みを提示したものでございます。

3 ページですが、復興の基本目標をかかげてございます。東京に大震災が発生した際には、多くの関係者が心を一つにして復興に取り組んでいくための復興のゴール、すなわち基本目標を明確にしておく必要があります。

東京都では、このゴール、基本目標を協働と連帯による「安全・安心なまち」「にぎわいのある首都東京」の再建として、このプロセス編の中で提示してございます。

そしてその基本目標を達成するためには、5つの基本的視点が必要であると考えてございます。第1の視点といたしまして、自助・共助に基づく、あくまで住民主体の復興を基本とし、行政はそれをサポートして復興を進めるということが重要であるという視点でございます。

次に、様々な被災者の状況に対応できるように、画一的ではなくて、多様な復興のプロセスを展開していくことが重要だということでもあります。

第3といたしまして、なるべく地域住民が居住していた場所から離れずに本格復興を遂げるために、暫定的な生活の場を地域に確保していくことが重要であるということでございます。

第4の視点といたしまして、震災が起きてからではなくて、平常時から様々な地域づくりの活動をしていくことが重要であるという視点でございます。

最後に、東京都では平成 13 年 5 月に「震災復興ランドデザイン」、これは震災復興時の都市づくりのあり方を提示したものでございますけれども、ランドデザインを策定い



たしております。このなかでは、被災を繰り返さない、環境と共生した国際都市東京の形成を図ることとしています。都市復興の際には、すでに述べました上記の4つの視点と、最後の「震災復興グランドデザイン」の考え方を踏まえまして、被災者や地域の状況に応じた柔軟な都市計画の運用が重要であるという視点でございます。

4ページに移らせていただきます。以上の復興の基本目標と5つの基本視点は、都民、事業者、さらには行政職員まで、復興にかかわるすべての関係者が共有すべきものとして提示いたしておりますが、このページの5つの方針でございます。すみません。行政が実施する復興施策について、5つの方針を示して、その方向性を明らかにしております。

これは、前記の5つの視点に対応するものでございます。1点目が、地域住民が速やかに復興活動ができるように支援をしていくということでございます。

2点目は、NPOや専門家などが地域の復興活動にかかわっていくことができるような支援体制を整備していくということでございます。

3点目が、先ほどと同じ対応をしたものでございますが、被災者が住みなれた地域を離れることなく、なるべく従前居住地で生活できるよう、暫定的な生活の場をつくるために支援していくということでございます。

4点目は、さらに本格的な復興を遂げるまで、途切れのない連続的な復興対策を推進していくということです。

最後に、災害救助法による応急仮設住宅だけではなくて、多様な事業主体や手法によりまして、被災者の居住を確保していくという視点でありまして、合計5つの方針でございます。

すみません。やっと復興いたしまして、パワーポイントに戻らせていただきます。

復興の3つのプロセスからです。いままで、復興の基本目標とそれを達成するための5つの基本的視点、さらに行政の実施する方向性について、5つの方針を説明してまいりましたが、実際の復興のプロセスには次の3つの形態があると考えられます。

まず、上のほうでございますが、住民組織ができない場合でございます。地域の意見を集約することができないで、また行政に地域の意見を表明することができないために、被災者が一人ひとり自らの力で復興を目指すプロセスをたどるのが1点。あるいは行政主導で画一的な復興が進められるプロセスをたどることなどが考えられます。

下のほうでございますけれども、住民組織ができた場合ですけれども、自助・共助・公助が協働して地域の復興を目指す。地域力を生かした地域協働復興を進めることができる

と考えられます。東京都といたしましては、復興を円滑に進めるためには、地域住民の合意形成を図るための住民組織が不可欠であるという考えに立ちまして、このプロセス編では、地域力を生かした地域協働復興というプロセスについて、重点的に記載してまいります。

そして、このプロセス編の中では、地域住民の合意形成を図るための住民組織のことを、地域復興協議会としてまいります。この地域復興協議会の具体的な活動といたしましては、1つが時限的市街地づくり。2点目が地域課題に応じた復興計画づくり。建築や地域環境保全に関するルールづくり。住民主体の地域づくりの推進などが考えられます。

このうち、時限的市街地とは、住民が主体的に地域の復興を進めるために、暫定的な生活の場として時限的につくる市街地のことを言います。この時限的市街地には、仮設住宅、店舗なども加えて、震災後なお利用可能である建築物などから構成されるということも想定してまいります。

また、復興協議会には、この図のような支援をイメージしてまいります。まず、図の中央の地域復興協議会は、町会、自治会、自主防災組織など、平常時の地域活動の状況に応じ、様々な団体組織が母体となりうると考えてまいります。

この地域復興協議会は、ハードからソフトまで、地域の様々な課題を解決するために活動いたしますけれども、住民だけでは解決できない課題もたくさんございまして、そのときにはNPOや専門家、また企業、あるいは行政がしていくということでございます。これは、自助・共助・公助の連携と協働による復興のイメージを示す図となっております。

なお、東京都といたしましては、地域復興協議会の設立や、その活動の場となる時限的市街地の形成支援などをおこないます。また、平常時の活動支援といたしまして、地域復興協議会の母体となる組織の育成支援をおこなっております。その一つといたしまして、実際に平成16年度から復興市民組織育成事業という事業を実施してございまして、本日後ほどこの事務局のほうから報告させていただきます。

続きまして、東京都震災復興マニュアルのうち、こちらの「復興施策編」についてご説明申し上げます。「復興施策編」は、行政職員が震災復興時にどのように行動をすればいいのかということを示したマニュアルでございます。

この特徴でございますけれども、まず最初に申し上げましたように、ハードとソフトの内容が統合されているマニュアルだということでございます。そして、「復興施策編」は、いまだ未解決の課題についても同時に記載しておりますので、その課題が解決された場合

には、マニュアルに速やかに反映できるように加除式のマニュアルになっております。

したがって、絶えず更新していくというような性格のものでございます。また、解決した課題にはチェックが入るようになっておりまして、チェックリストの機能も持たせてございます。

最後に、この「復興施策編」の構成についてご説明申し上げます。この「復興施策編」は、震災直後の初動体制にかかわる組織の構築や、予想される行政需要への対応について、現時点で考えられる施策を分野別に整理したものでございます。

まず序章の部分ですが、ここはマニュアルの仕組みや復興施策の検討にかかわる基本的視点などを示してございます。次に、震災復興本部を中心とした東京都の復興体制を示したのが、第1章でございます。都市の復興では、復興時の都市計画の手続を示してございます。住宅の復興では、応急仮設住宅などの住宅の整備について示してございます。第4章のくらしの復興におきましては、復興時における医療体制や福祉、保健の施策を示してございます。最後に、中小企業施策や観光施策などを示した産業の復興で構成されてございます。

東京都では、残された課題を解決するために、庁内に検討体制、すなわち検討委員会がありまして、そのもとに幹事会、部会がありますが、そこで検討を進めてございます。今後とも充実したマニュアルになるように努力しているところでございます。

以上、パワーポイントの故障がありましたけれども、雑駁ではございますが、マニュアルの概要について説明を終わります。

○中林座長 ありがとうございます。震災復興マニュアルの概要を説明していただきましたけれども、特にいまの説明で、何かご質問がございますでしょうか。よろしいでしょうか。意見は、またあとでもらいます。

○森反委員 ちょっと気になる。時限的市街地のところで、住民がつくる仮設市街地であって、震災後も利用可能だということだったのですが、復興後もというのではなくて、震災後もというのは、どういう時点を。5ページですが。

○中林座長 5ページの上のほうです。

○高橋参事 すみません。被害が少なく震災後のみならず場合によっては復興後も利用可能な建築物も一部あればという意味合いで。

○森反委員 復興後もということは、たとえば事業用の仮設住宅、あれは解体しますし、応急仮設も解体しますが、そういう解体しないで持続的に使うという意味ですか。

○高橋参事　そういう意味でございます。

○中林座長　また、その点については、あとでご意見もあるかと思いますが、とりあえず確認ということで。

それでは引き続きまして、よろしければ本日の議題の1から4までの説明に移らせていただきたいと思います。それでは、資料の何番からになりましょうか。順次、1から4まで資料をご説明いただいて、そのあと全体を通してご質問、ご意見をうかがいたと思いますが、よろしいでしょうか。はい、お願いします。

○高橋参事　それでは、資料2と3についてご説明申し上げます。資料2でございますが、東京都震災復興マニュアル部会別課題等一覧でございます。これから平成16年度震災復興マニュアル検討状況につきまして各部長からご報告申し上げますが、この資料がマニュアルの検討状況がどの程度進捗しているのかということについてまとめたものでございます。

マニュアル策定課題数とありますけれども、これは震災前の行動としてつくらなければならない、いわゆるマニュアルと未解決の課題を合わせた数でカウントしてございます。したがって、課題といっても、その課題の内容のレベルが異なるものでございます。マニュアル策定時、すなわち平成14年度末は総括部会で51、都市復興部会で10、全体で178の課題がございました。この課題につきまして、平成15年度と16年度両年で105ほど処理をおこなって、昨年度末、すなわち今年度当初でございますが、73の課題について残されているということでございます。次第にだんだん難しい困難な課題が残されていくというような事情がございます。

また、この数値でございますけれども、検討半ばで新たに課題が追加されたり、あるいは課題の統合があるなどがございます。すなわち、動いているものでございますので、数値そのものが極めて厳密なものではないということで、全体の進捗状況を示す上で整理したものだということふうにご理解いただきたいと思います。

それでは、具体的に検討状況について資料3に基づきまして、各部会ごとにご報告申し上げます。私のほうから、総括部会とくらし復興部会と情報特別部会について、資料3に基づきましてご報告申し上げます。

まず1番目の社会公共施設の応急危険度判定の実施体制についてでございます。これにつきましては、判定技術者が配置されていない施設におきまして、区市町村職員を対象に応急危険度判定コーディネーター要請講習会を実施してございます。これは年1回実施い

いたしました。なお、日本建築防災協会の協力を得てございます。また、東京都といたしましては、都の建築職員に対して従前から実施してきたわけですが、平成 15 年度からは年 2 回と制度化いたしました。

また、都立学校を避難所に利用する場合に、安全確保のための状況把握に努めるとともに区市町村と協力して迅速に応急危険度判定がおこなわれるように、都と区市町村が円滑に協議できるよう、避難所利用に関する協定書案を作成いたしております。これは都がやるか、区がやるかということを守るために、事前に協定書案を作成したということでございます。

次に、2 番目の財源対策でございます。大規模な災害が発生した場合に、被災者に対して国による的確な支援が速やかにおこなわれる仕組みを確立させておく必要がございます。被災自治体が自らの判断と責任において復旧・復興対策に取り組めるような財源の確保に向けた制度の創設を国に要求いたしました。これは、平成 17 年度国への制度要求とありますけれども、平成 18 年度も引き続きおこなう方針でございます。

3 点目の財団法人の設立に関する組織。内部規定のひながたの整備についてでございます。復興対策は中長期的な視点で実施する必要があるとして、復興事業を機動的かつ弾力的に推進するために設置する基金のひながたを作成しました。「財団法人〇〇大震災復興基金寄付行為（案）」というものをつくってございます。

4 点目の震災後対策に必要な用地の利用調整方針についてでございます。これは震災時の応急・復旧・復興対策に必要な用地につきまして、都内では限られた用地を有効活用するために、それぞれ時間経過に伴う災害対策用途に優先的に対応できるように「事前用地調整方針」を作成いたしてございます。

次に、都市復興部会は飛ばしまして、くらし復興部会に移らせていただきます。1 番目の地域福祉需要の把握についてでございます。住宅や施設等の被災は、要援護者やその介護者等新たに福祉需要を発生させます。被災者や福祉需要の状況を把握するための調査にかかわる区市町村や協力団体との連絡体制を整備し、すなわち窓口を明確にいたしました。混乱のないように明確にいたしました。

2 点目の福祉サービス体制の整備についてでございます。3 ページでございます。発生直後から復興までの長期にわたる保健、医療、福祉の需要増に対応するために、手話通訳者、保健師、看護師など多様な分野にわたる専門的職能を持つ人材の確保体制を整備いたしました。具体的には第 1 ステップといたしまして、被災の少ない区市町村から派遣して

もらう。2点目といたしまして、8都県市の応援協定を結んだ。さらに規模が大きい場合は、国に対して他府県からの応援を要請するというような、段階に応じた人材確保を整備してございます。

3番目のボランティア等市民活動との連携についてでございます。震災が発生した場合には、ボランティア、NPO等が効果的な活動ができるように東京都の関係部局と東京ボランティア・市民活動センターとの連携および広域的な支援協力体制を整備いたしました。災害時にボランティアの派遣を受けるような調整をおこなうコーディネーターの派遣など内容といたします「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」を締結。これは昨年の7月に締結いたしました。

最後に(5)のほうの情報特別部会に移らせていただきます。被災者総合相談所の設置に伴う相談業務の課題等でございます。復興対策の本格化に応じまして、被災者総合相談所を設置し、総合的な相談業務を開始する場合の関係局との連携と、電話、パソコン、ファクシミリ等の敷設に伴う整備上の課題を整理いたしました。ちょっと抽象的なのですが、具体的には都庁の第2庁舎を活用したイメージを作成してございます。

以上3部会についてご報告させていただきましたが、続きまして都市復興部会、住宅復興部会、産業復興部会の3部会のほうからご報告させていただきます。

○石橋企画課長 それでは続きまして、都市復興部会についてご説明させていただきます。私は都市復興部会の副部会長をやっております、都市整備局市街地整備部企画課長の石橋と申します。よろしく願いいたします。それでは座って説明をさせていただきます。

戻っていただいて資料2をご覧くださいと思います。本部会では、検討しなければならない課題が、マニュアル策定時に10課題ありましたが、平成15年度に4課題、昨年度に2課題、トータル6課題でございますけれども、これについて検討をおこなってきております。

次の配布資料の3をご覧くださいと思います。1ページの下から2行目をご覧くださいと思います。まず、復興体制づくりについてですが、これは市町村においてそれぞれの地域の実情に合わせまして、震災復興マニュアルを策定する必要があるため、その策定をどのように各区市町村に要請していくかという課題でございます。これまで都市復興の取組みにつきましては、毎年都市復興シンポジウム、これは中林先生等にいろいろご協力いただいておりますけれども、都市復興シンポジウムの開催であるとか、それから区市町村職員向けの復興模擬訓練も実施しておりまして、職員の危機管理意識の啓発や、マ

マニュアルに基づく復興作業、こういうものを主軸に努めてきたところでございます。

区市町村のマニュアルの策定につきましては、そういった機会ととらえまして各区市町村に申し入れをしてきておりますけれども、檜原まで含めてで東京都内 53 区市町村のうち、まだ 12 区しかマニュアルが策定できていないという状況でございます。準備中も含めまして 20 区市という現状でございます。こういった状況もございましたので、今年度からは都と区市町村によります都市復興連絡会、こういうものを設置いたしまして、その連絡会のなかで都市復興に関する情報交換や、職員への意識啓発活動の一層の充実を図るなど、これまで以上にマニュアルの必要性を区市町村の職員に周知しながら、マニュアルの策定の徹底を図っていききたいというふうに考えております。

次に、2 番目でございますけれども、建築制限・復興地区区分方式の周知でございます。これは震災時の建築制限の進め方であるとか、復興地区区分の考え方につきまして、都民にどのように周知をしていくかという課題でございます。建築制限を具体的に申しますと、大きな地震等で被害が生じた場合に、その地域で、復興まちづくりが不可欠な地域につきまして、復興事業が阻害されないように建築制限をかけていくという考え方でございます。

また、復興地区区分でございますけれども、これは地震による被害状況や被災前の都市基盤の整備状況を勘案いたしまして、重点復興地区であるとか復興促進地区であるとかに区分いたしまして、都市区画整理事業等の面整理とか、あるいはおもに住民の自力再建による復興など、いろんな事業所を使って整備を図っていくわけでございますけれども、それにつきまして地区の区分ごとに整備方針を定めまして復興を進めていくためのものがございます。

本部会におきまして、こういう点につきまして区の委員の方から、建築制限であるとか、あるいは復興地区区分方式について説明できる資料、そういうものがぜひほしいという話がございます。そういうものを使って住民への周知徹底を図っていききたいというご意見がございました。こういった意見を踏まえまして今回建築制限であるとか、復興地区区分方式の考え方を盛り込みましたリーフレットを作成しております。今後これらを区市町村に配布いたしまして、防災に関する訓練であるとか講習会であるとか、機会あるごとに区市をとおしまして、住民への説明をきめ細かにおこなっていききたいと考えております。

以上が、本部会で昨年度検討してきた内容でございます。今後 4 つの課題が残されておりますので、これについても検討していききたいと考えておりますので、先生方のご指導をお願いしたいと考えております。よろしくお願いたします。

○水流住宅政策担当部長 それでは続きまして、住宅復興部会のご報告をさせていただきます。都市整備局の住宅政策担当部長水流と申します。

住宅復興部会ではおもに3点、16年度に検討を実施いたしました。1点目が住宅再建支援等に係る基金事業の制度内容（案）作成でございます。震災復興基金が設けられて各種その支援事業がおこなわれることとなっておりますけれども、その住宅再建支援についてです。基金の規模がまだ決まっておりませんが、阪神・淡路震災の事業事例などを基に基本的な事業スキームを検討いたしました。特に阪神・淡路震災以後、被災者生活再建支援制度、居住安定支援制度ができておりますので、その点も加味してつくったものでございます。

①から③の3つの分野でございますが、まず持家再建等支援といたしまして、個人住宅を再建する場合の借入金に対する利子補給のスキームをつくりました。それからその場合に、既存の住宅にローンがある場合二重ローンになりますので、その二重ローンの負担を緩和するための対策事業について検討いたしました。

②でございますが、これは民間賃貸住宅の供給支援の利子補給のスキームでございます。2つ書いてありますが、ファミリー向けの賃貸住宅建設促進利子補給と、それから都市型民間賃貸住宅供給促進利子補給、ともに利子補給ですけれども、後者の都市型民間賃貸住宅と申しますのは、現在都のほうで共同施設、賃貸住宅の共用通行部分等に補助をおこなう事業制度を持ってございます。それに対して一般よりもより手厚く利子補給をして供給促進をする、そのような事業スキームを考えた次第です。

③民間賃貸住宅入居者支援でございますが、これは賃貸住宅に応急仮設住宅等から移る際に、家賃負担が生じますので、その激変緩和のための支援金を供給するという事業について、案をつくった次第でございます。

2点目、分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度の拡充的な実施でございます。やはり分譲マンションが、区分所有マンションが被災いたしますと、区分所有者の人数が多いために、なかなか合意形成等が大変だという現実がございます。そこで、アドバイザーの派遣でございますが、現在建築防災まちづくりセンターのほうでアドバイザー派遣制度を持ってございます。これを震災時には人的にも、また予算的にも大幅に拡充するという案でございます。この人的拡充につきましては、派遣元3団体、建築士会、建築士事務所協会、再開発コーディネーター協会の3団体に派遣の強化を要請したところでございます。それから、このアドバイザー派遣費用について、先ほどの基金事業の対象とすると



いう案を作成いたしました。

3点目、事業用仮設住宅の応急仮設的な活用でございますが、被災市街地復興土地区画整理事業がおこなわれる場合に、この区画整理では事業認可の前であっても、都市計画決定段階で事業用仮設住宅の建設が可能になるという震災特例が置かれております。この前倒しで設置される事業用仮設住宅を必要に応じ、応急仮設住宅として活用していくことを案として取りまとめたものでございます。以上でございます。

○三枝企画担当部長 産業復興部会の部会長を務めております産業労働局の企画担当部長の三枝と申します。よろしく申し上げます。

産業復興は、なかなか複雑で難しくございまして、まず第1に情報収集体制を確立しなければいけないということで、各区市町村及びその関係団体と連携をとりまして、その窓口を確定したというのが第1でございます。復興過程において、必要な情報収集について対応するところを確定したということでございます。

2点目はさらに産業復興に関しては、一地方公共団体だけではなかなかできないことが多くございますので、国への要望を挙げていく、それを取りまとめていくという組織編成を庁内で行ったということでございます。私ども産業労働局の場合、中小企業、農林水産、金融、観光、労働という各セクションがございまして、関係団体もございまして、それらが分野を分けて、速やかに要望をまとめて対応するという組織を作ったということでございます。以上でございます。

○中林座長 以上で平成16年度におこなわれていた幹事会に設置される分科会ごとの検討事項についてご報告いただきました。かなり細かい内容にも関わるわけですが、後ほどご質問等をお出しいただければということで、とりあえず資料の説明を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、次の復興市民組織育成事業ということに関しての資料説明をお願いしたいと思います。

○栞原副参事 復興市民組織育成事業についてでございます。平成16年度の実施要領をご報告する前に、事業について簡単にご説明させていただきたいと思っております。お手元の参考資料の6に復興市民組織育成事業の17年度の実施要領がございまして、これに従いましてご説明いたします。

目次の次のページでございます。実施要領の1ページに本事業の目的が記載されております。震災後、地域社会の復興に当たって、地域協働の推進を図るため、平常時にその推

進組織となる復興市民組織の育成を図る、これが目的でございます。

東京都震災対策条例第 58 条に規定の根拠としてございます。条文は、このページの下の方にございます。本事業の内容といたしまして、都および区市町村が協働して地域協働復興模擬訓練を実施するとしてございます。模擬訓練では、区市町村が地域住民と協力いたしまして、地域課題の調査、課題の検討、地域復興に関する計画作成など、復興時に備えた活動を実施いたします。

本事業におけます区市町村と都の役割でございますが、(3)にございます訓練の企画につきましましては、区市町村と都が協働でおこないます。訓練の実施につきましましては、区市町村が主体となりまして、都は技術上の助言をすることになっております。

本事業は、平成 16 年から 18 年の 3 カ年を実施期間といたしまして、毎年度の事業予算でございますが、1 団体あたり 300 万円を標準的な訓練費用と見積もっておりまして、その 2 分の 1 を都が補助するというものでございます。

平成 16 年度の都の予算額は、3,000 万円を用意してございました。なお、16 年度に先立ちまして 15 年度に先行的な事業ということで、墨田区と練馬区で模擬訓練を実施してございます。事業および事務手続きのフローでございますが、1 ページめくっていただきましたところにフロー図がございます。

本事業は、市区町村の申し込みを都が受けまして、都と市区町村の間で協定書を交わして実施いたします。一般に訓練内容の企画検討に 2 カ月程度、訓練の実施に 4 カ月から半年程度を予定してございます。訓練後には市区町村から都に訓練報告書が提出されます。

標準的な訓練ということで、次のページでございます。ステップ 1 全体を把握する、ステップ 2 地域課題を把握する、ステップ 3 復興市民組織を考える、ステップ 4 時限的市街地を考える、ステップ 5 地域の復興計画の作成の 5 段階、おおむね 5 日程度を想定しております。

16 年度の実施概要の報告に入りたいと思います。資料 4-1 をご覧いただきたいと思っております。16 年度につきましましては、足立区、北区、墨田区、新宿区、葛飾区の 5 カ所で実施してございます。最初のページ、足立区の実施状況でございます。

訓練プログラム、下の欄にございますが、1 回から 4 回まで 8 月 7 日から 10 月 16 日まで、途中 3 回目が 1 泊の宿泊訓練でございますので、5 日間で実施してございます。毎回 40 人程度の住民が参加いたしまして、西新井西口地区の地域防災復興まちづくり訓練ということで実施いたしました。訓練の目的は、まちの復興の拠点となる「一時復興まちづく

り」をみんなで考えること、災害に強い「減災まちづくり」ということの2点を挙げておりました。

この訓練の特色は、避難所から復興を考えるということで、避難所に宿泊訓練をしたということでございます。後ほど、このあたりを取材いたしましたNHKのビデオがございますので、ご覧いただけたらと思います。

次のページでございます。北区につきまして、この資料でございますけれども、大変申し訳ございません、ミスがございました。一番下の欄（4）訓練プログラムの実施日でございます。第1回10月30日は合っておりますけれども、2回目以降が誤っております。

2回目を11月13日、3回目を11月27日から28日、4回目を12月11日に訂正をお願いいたします。

この訓練は5日間、毎回20人の住民が参加いたしまして、赤羽西地区で実施いたしました。市街地復興セミナーということでございます。訓練の目的として北区市街地復興マニュアルをもとに、区民と区が協働して被災したまちの復興のあり方を考える過程、これを仮想体験するというのを挙げておりました。

次のページでございます。墨田区では12月9日と翌1月28日の2日間、これも毎回住民20人が参加いたしまして、向島地区復興模擬訓練を実施いたしました。訓練の目的として、被災したまちの復興について、地域住民と区との協働や専門家支援の必要性とそのあり方を考えることを挙げてございました。

次のページでございます。4、新宿区、こちらでは12月4日から翌1月26日までの3日間、こちらでも毎回約20名の住民が参加して、本塩町復興模擬訓練を実施いたしました。訓練の目的も、被災したまちの復興について、地域住民と区の協働や専門家支援の必要性とそのあり方を考えることを挙げておりました。

最後でございますが、葛飾区でございます。12月27日から翌3月19日までの4日間、毎回60名の住民が参加して、新小岩地区の復興のための模擬訓練を実施いたしました。訓練の目的として、震災発生後のまちの復興の進め方を学習すること、まちの課題を把握し、平常時のまちづくりに生かすということ、まちづくりや防災に必要な「地域力」を高める、これらのことを挙げてございました。

以上が16年度に実施いたしました復興市民育成事業の実施の概要の報告でございます。

最後に足立区の訓練の様につきまして、NHK神戸支局が取材をいたしまして、10月6日に放映したものがございます。本来は8分ぐらいの番組でございますが、私どもの方

で若干編集をさせていただきます、4分ほどのものになってございます。ご覧ください。

(ビデオ上映)

○兼原副参事 ビデオは以上でございます。続きまして、災害復興まちづくり支援機構の設立、こちらのほうをご報告いたします。

資料4-2をご覧ください。まず、設立の経緯でございますが、阪神・淡路大震災では復興にあたり、近隣関係の法律問題など、専門知識を必要とする問題が多数発生いたしました。このため、平成8年9月に被災地における市民のまちづくりの支援を目的に、兵庫県弁護士会を中心に「阪神・淡路まちづくり支援機構」が設立されました。

この組織ではその後、大規模災害に備えた専門家団体の全国的な支援体制づくりを目指し、専門家団体と相互に連携していくということを決定しております。東京都は平成15年3月に策定いたしました震災復興マニュアルにおきまして、多くの都民や団体が協働して復興に取り組む「地域協働復興」を提案するとともに、住民主体の復興を進めるために「地域復興支援組織」の育成など、支援の仕組みを整備することといたしました。

これを受け、平成16年3月、東京の3弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会等の専門家団体は、「東京における震災復興まちづくり支援団体立ち上げに関する協議会」を設立いたしまして、その後、専門家組織設立に関する協議を重ねられて、平成16年11月に「災害復興まちづくり支援機構」を設立されました。

この機構の目的は、大規模災害における復興事業など、迅速かつ円滑に進めるために、専門知識を有する個人・団体等による支援体制を確立し、被災地域の復興や事前の予防対策に関する支援活動を行うということにございます。

設立後は、都が実施いたします、先ほどの復興市民組織育成事業、こちらに参加していただきまして、いろいろ協力支援をしていただきました。また、阪神淡路10周年シンポジウムというようなものを開催され、震災復興に関する啓蒙活動に取り組んでおられます。

議事の4、地域復興協議会の活動を支援する仕組みの整備についてということで、ご報告させていただきます。この課題につきましては、都がこれから取り組んでいくべき課題ということで、まだこれからの課題ということにございます。

資料4-3をご覧くださいと思います。阪神・淡路大震災の教訓として「地域力を生かした地域協働復興」の重要性が認識されたということにございまして、地域復興協議

会は、この地域協働の中心になる住民組織でございます。震災時にこの活動が円滑におこなわれるためには、避難生活期の段階から専門家の派遣や復旧・復興に関する各種情報の提供、相談体制の充実といったきめ細かい対応が必要だというふうに認識してございます。

現在、都におきましては、震災復興マニュアルプロセス編の中で、地域復興協議会に対する支援策として、第1に条例等の制定による地域復興協議会の設立の支援をあげてございます。都はこのため、平成16年の3月に区市町村が制定する地域協働復興推進のための条例モデルを制定してございます。

この条例モデルを受けまして墨田区では、平成16年の6月に地域協働復興の推進に関する規則を制定されておられます。次のページにその規則が入ってございます。

第2でございますが、地域復興協議会が活動する場の確保や、備品等の設備を支援するという事を挙げてございます。この課題につきましては、都の施策ということでは、今後の課題ということになっております。

第3には、様々な分野の専門家の支援を得ながら、地域住民の復興に向けた活動を支援するという事を挙げてございます。先ほどご紹介いたしました平成16年11月の震災復興まちづくり支援機構、これが設立されましたので、今後はこの機構と協力体制を整備していくことが、都の課題というふうに考えてございます。以上でございます。

○中林座長 以上で説明が終わりました。本日の議題は4つですけれども、残りの時間が40分ほどございます。様々にご質問あるいはご意見があらうかと思っておりますので、出していきたいと思っております。

最初にこの復興検討会議の説明があったわけですが、この会議は私の認識では非常に特殊な会議でして、震災が起きる前に私たちは、今日から2年間の任期を得たわけです。

これは事前に震災対策についての様々な検討をする会議であると同時に、施策編の下の方にページがあるのですが、1-1-4というところをお開きいただきますと、我々の2年の任期のなかで、復興を必要とするような大きな被害を及ぼす災害が発生したときには、実は我々がすぐに復興に対して実際の検討を進めるという諮問機関としての位置づけになっております。

1-1-4の復興本部体制の一番下に諮問機関として、括弧に震災復興会議事前設置と開催ということになっておりますけれども、まさに我々のこの会議は、事前設置されているということでもあります。したがって、事後には様々な諮問に対して答えていく必要が

あるわけですが、事前の会議の開催では、むしろ事前準備に関連して様々な意見を出していただいて、言ってみれば検討課題を次々と出していただいて、それを事務局側に検討していただき、震災復興に備えるという役割を私たちは持っているのだというふうに考えております。したがって、残り時間は少ないのですけれども、委員の皆様から自由にご発言をいただきたいと思っております。

それでは、最初に復興マニュアル全体の説明があり、昨年度やや細部にわたりますけれども、行政側で検討し詰めてきた課題。そして復興訓練と称しておりますけれども、復興市民組織育成事業という事業をとおして、復興への備えと事前のまちづくりへの意識づくりといいたいでしょうか、そんなことをしてきた。それから、それに関連した支援機構の設立と、それを一つの軸とする地域復興協議会活動の支援の仕組み、これを今後検討していくということで、お話があったと思います。

それでは、時間がありませんので、どこからでもいいというふうにさせていただきたいと思いますが、ご質問あるいはご意見。室崎委員どうぞ。

○室崎委員 最初ですので、不勉強でよくわからないところがございますので、質問させていただきたいと思っております。1つは、資料3に関連してですけれども、検討課題をずっと検討されてきているのですけれども、いままで検討された課題はどういうものがあって、残されている課題はどういうものであるかというのは、どこかに資料が出ていると思うのですけれども、どこを見ればわかるか教えていただきたい。それがわからないと、非常に議論がしにくいように思います。

たとえば、応急危険度判定の要請をされると言われているのだけれども、では、市街地全体の被災度判定みたいな、いわゆる建物の被災度区分判定というのはあるのですけれども、それは検討されているのかどうか。建物の個々の被災度区分判定はいいけれども、復興となってくると、まち全体のこのまちは完全に全面的に建て替えるのか、修復型でいくのか、あるいは完全に移転をさせるのかというような判断をするようなプロセスがたぶんある。そういうことも、すでに検討されているのかどうかというのがよくわからないので、いままで何を検討されて、今後どういう課題が残されているかということを少し教えていただければありがたい。どこを見ればわかるのか、ホームページ等に出されていれば、ホームページのどこを開けばわかるのかをちょっと教えていただきたいというのが、最初の質問です。

2つ目、復興という概念なのですけれども、いわゆる従来の応急対応、復旧対応、復興

対応というなかの最後の復興ではなくて、事後直後の、たとえば応急危険度判定みたいな、それから被害の実態調査をやるところから、最終的に理想的なまちをつくるまでを復興というのか、トータルを復興としてとらえて、その定義なのですけれども、むしろ従来の応急対応、その復旧対応、復興対応というとらえ方がおかしい。要するに避難所の開設からはじまってやるのが復興というのかどうか。どういうふうに復興というのがここでは位置づけられているのかということをお教えいただきたいというのが2つ目です。

3点目、これは地域防災計画とこの復興マニュアルとの関係は、制度的にどうなっているのか。整合されているのか、どちらを優先するのか、あるいはまったく質の違うものなのかという、制度的な位置づけをお教えいただきたい。非常に細かなことを申し上げて恐縮なのですが、以上でございます。

○中林座長 とりあえず、いまご説明できるところを説明していただけますか。

○事務局 事務局の方からまず。1点目の残された課題がどのように整理されて、どこに表示されているかなのですが、まずお手元の濃紺の「震災復興マニュアル復興施策編」、これが4つの部会と同じような章立てになっておりまして、たとえば、そのなかで1-2-15というのがございます。これは先ほど報告しましたように、社会公共施設等の被害状況についてということなのですが、その表の下に震災前の行動というのがございます。これはまさしく事前にやるべき課題でありまして、その課題がずっと並んでおりまして、右側に準備状況というところに四角がございまして、これが空欄になっておりますとまだ解決されていないということになります。ここに解決されるとチェックが入るということになりまして、全体としてトータル150残っているという状況であります。失礼しました。残っているのは70です。それを総括表でお示しすればよかったですけれども、今日はちょっと。

○室崎委員 済んだところと残っているところがある。書いていないことは、まったくそれは念頭におかれていないと理解してよろしいですか。

○事務局 さようでございます。

○室崎委員 応急危険度判定と被災度区分判定は違いますけれども、公共施設の被災規模判定はマニュアルはまだできあがっていない。

○事務局 それはちょっと所管の都市整備局の方から。

○室崎委員 そういうふうに理解してよろしいですね。応急危険度判定というのは、要するに二次災害の危険性を判断するものですが、これを引き続き修復するのか、ど

う建て替えるのかというようなことに対する判断も必要になってくると思う。仮の意見なので、書いていないことは、また検討されるというか、議題にも上っていないと理解している。

○中林座長 基本的にはそういう理解でいいと思うのですが、いまの仮ですが、応急危険度判定と被災度区分判定というのは、一応分けてあるのです。1-2-3というところの用語の説明ですが、そこで一応、被災度区分とあれがあります。

それから、さっき説明でちらっとあった復興地域区分、その表の下から2つ目の段ですが、この復興地域区分をおこなうために、まちと街区単位の被災の判定というのも別途おこなうというような検討はされています。

○事務局 それから2点目の応急復旧対策と復興との関係なのですが、同じようにこのマニュアルの先ほどの1-4-2の1番目の項目のところに、再生需要見込みの把握とあって、括弧共通と書いています。括弧共通の意味が、復興だけではなくて、応急復旧、復興トータル、横断的の課題だというふうになっております。一方で、応急と書いてあるやつは応急だけと。あるいは、それ以外に書いていないものは、復興だけという整理で課題の設定をさせていただきます。

○中林座長 2番目はよろしいでしょうか。

○室崎委員 ですから、広くとらえられているというわけですね。復興というのは直後から。復興という項目で、連続的、段階的にどういうふうに行っていくかというプログラムをしっかりとつくるというふうに理解してよろしいですか。

○事務局 ご指摘のとおりでございます。

○室崎委員 ありがとうございます。

○事務局 それから地域防災計画の関係ですが、当然地域防災計画は、先ほどと同じカテゴリーになりますけれども、応急、復旧、復興までということで、都の施策にもなっております。そのなかで復興に関しては、このマニュアルとすり合わせをしながら、地域防災の計画のなかの一つの部門というかたちで定義させていただきます。

○中林座長 よろしいでしょうか。いまの2番目の連続復興といいたいまいしょうか、特に被災後に地域に中心を置いて、地域協働型で復興していく。そこに仮設の話が出てきて、一番最初に森反委員のほうからご質問のあった時限的市街地という、新しいいわばコンセプトをこのマニュアルの中に盛り込んでいるということですが、これはうまくいくかどうか、まだまだ検討課題があるのだと思いますけれども、一つの大きな特色として、東京都の復



興方式として、いまも検討しているし、進めようとしているということになるかと思えます。

他はいかがでしょうか。田近委員、お願いします。

○田近委員 一ツ橋の田近です。まず、震災が起きる前にこれだけの準備をされているということは、非常に重要だし、また、座長がおっしゃったように、起きたと同時にこの委員会が実行委員会になっていくというのも重要だと思います。それからまた、この種の会議でいつも思うのですけれども、いろんなバックグラウンドの人がいるので、室崎さんは建築だし、私は財政で、山崎さんは看護師さんのあれですから、いろんな意見が交錯すると思うのですけれども、それを承知で財政の観点からいくつか指摘させていただきたいのですけれども。今後のために。

最初、おっしゃって、総括部会の財団法人というか、復興施策と住宅復興部会のところにかかわると思うのですけれども、東京で震災が起きるということは、他のところと違う。それは大きな意味があると思うのです。もちろん、被災規模も大きくなるだろう、それはそうだし、ただ財政的に考えると、東京都は不交付団体なわけですよ。要するに、ずばって言ってしまえば、交付団体だとお金は最初からないわけですから、足りないものは交付税でもらいにいけばいいというかたちになりますよね。東京都の場合には、かなり自前のお金でやらなければいけない。そして、もちろんどこにも共通する問題は、やはり高齢者の問題。

さきほどの足立区のビデオを見ても、みんな高齢者ばかりだし。高齢者の問題というのは、東京都でも避けられないし。それから、下町の方の非常に密集した地域があつて、これは阪神・淡路のときの長田よりももっとすごいところが東京はあるのだろうなど。密集という意味で。

そういうことを考えてきて、復興基金をつくるということですが、もっとここでやるならば、いったいいくらぐらいの被災規模で、基本的にこれは都道府県が地方債を発行して、その利子補給を国がやると。交付税を阻止するという仕組みですが、まずその措置が東京ではたらくのかどうかというのが、まず僕はわからない。

それからいったいいくらぐらいの規模で発行するのかと。その想定というのが、かなり現実的な数で、これはもうオペレーショナルにできると思うのですよ。そういうケースで、私はぜひ阪神・淡路の復興基金をケーススタディーで、もう少しお金のやり取りということで調べられたらいいかなと思います。

いまだに解散できないのは、いったいなぜなのだと。貸したお金がどのぐらい返済できたのかとか、相当の問題があると思います。だから、おそらくお金のことに関しては、復興基金というのが、ザ・マシーンになって動いていくわけですから、ここは東京都のいま言った状況との兼ね合い。つまり、災害規模が大きくなる。しかも東京都は不交付団体だといういくつかの状況で、どういうシミュレーションができるのかというのが、財政から見た上では重要だと思います。

それからそういう意味では、皆さんにはご関心がなければですけども、たとえば東京都の場合は、国と地方の問題が大きくなってきて、三宅島の被災があったときに言った、国と地方がどのぐらい、東京都がどのぐらい持ち出ししてやったのかというようなところが、感触として教えていただければと思います。

そういうところで、やはり東京でこのことを考えるということは、もう問題にしたら桁外れの問題で、中越地震もありましたけれども、言ってみれば規模が全然違うということで、つまり国に頼れないような状況で、どこまでできるかというのは、もう少しシミュレーションがいるのかなと思います。以上です。

○高見澤委員 短い時間ですから、あまり一問一答ではないほうがいいと思って、関連してちょっと別の視点から言います。阪神・淡路復興基金のことを調査なさるといいというのは、僕もそう思います。中越も3千億円で3月に出発しましたし、何を言いたいかというと、それらの経験から学べるものが、議事の1にかかわるのかもしれませんが、非常にダイナミックに進んでいるわけで、中越は規模の点で比較にならないというご意見もありましたけれども、他方、中身としては「災害救助法」の応急修理が入りましたですね。阪神と違って。それから、この間の再建支援法で住宅の支援ができた。

いずれも、上乘せ、横出し、そして裾上げというのですか、収入制限を県がはずしました。というようなことは、ぜひ勉強してここの復興マニュアルに書いてあることに即対応した事項がございますので、検討したらいかがかと。

その他、小さいことだけれども、避難所に決めておいた学校の体育館の物自体は全然壊れなかったけれども、内装が落っこちちゃって使えなかったとか、いろんな大小様々な知見があるわけで、ではこれを都が調査団を出せとは言わないけれども、土木学会、建築学会、都市計画学会みたいなどころでも調査していますので、そういうところとコンタクトをとられて、できるだけうまい方法で核心に迫られると、阪神・淡路のことも10年検証で随分進んでいますから、されるといいのではないかと思います。このことのご返事は結

構です。

もう一つ、この会議自体へのご提案ですけれども、たくさんの方がいろんな立場で意見をおっしゃりたいわけですから。年に2回ぐらいしか開けないと思いますから、あいだでメールなりファックスで、ご自分の分野、ご自分の感想、それに全部答えろとは言わないけれども、次のときまでに、ここ半年で寄せられたものを整理して、ここにご提案なさるようなことを考えていただかないと、みんな欲求不満で帰らざるをえないと。すみません。僕だけかもわからないです。申し訳ないですけど。そういう感想を持ちました。

○中林座長 はい、ありがとうございます。最後の点は、あとでまたちょっとご提案があるかと思えます。危機管理監、ついでと言っては申し訳ありませんがよろしく願います。

○中村危機管理監 いまの最後のご提言でございますけれども、大変ありがたいご提言でございます。私どももこのあと、それぞれ先ほど部会長がご報告いたしました部会ごとに、会議をやって検討していきますので、その際、それぞれの先生方、自分の専門の部会だと思われるところにご案内状を差し上げますので、ぜひご参加いただきたいと、こんなふうに思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○中林座長 よろしく願います。分科会が、だいたい平均すると、年に3、4回ぐらい開かれるのでしょうか。もうちょっとでしょうか。分科会によりますよね。あとで、そんなことでありますので、よろしく願います。

それプラス、ご提案はメールでいつでも連絡をとれるようにしておくといいのではないかということでした。これは、一種の危機管理としても大事なことで、それもちよっとご検討いただければと思います。

それでは、いまここにお二人のご意見をいただきましたが、とりあえず意見をうかがってよろしいですか。委員のみなさんに。では、ほかにどうぞ。では、五辻委員、先に願います。

○五辻委員 五辻でございます。生活協同組合の震災対策をやっているのと同時に、東京災害ボランティアネットワークで専門員ということで、少しお手伝いをしております。

私はこの検討会議に参加しまして、ずっと矛盾といいますか疑問を感じて、ときどき発言させていただくのですが、たとえばいろいろな区市のほうから防災訓練などの依頼を受けて、ちょっとお手伝いをさせていただいて、まち歩きとか、危険度への気づきとか、そういう入口のところあたりまではやって、どこへつなげるかといいますと、やはり燃えな

い、焼けない、死なないまちづくりというところへ、いわゆる事前防災なり減災の対策というところへ、当然住民の皆さんに活動をつなげていってもらえるように持っていくわけです。

先ほど資料4のほうで報告いただきました。いわゆる復興模擬訓練という、このスタイルです。非常におもしろい、興味を持っておりますが、たとえば、通常のそういう防災訓練のなかで、家具の固定であるとか、住宅の耐震化であるとか、こういう家が壊れない、あるいは家が壊れて、阪神・淡路のように9割が、ほとんどそこで即死してしまうという、あるいは家具の固定だとか、ブロック塀の問題だとか、そういうことに気がついてそれをいわば事前に対策、家具の固定とか耐震補強をやるというところで、壊れない、火事を起こさない、起こった火災についてみんなで消すという地域の防災力なり、事前の減災に力というものを一所懸命考えていっているわけです。

この復興模擬訓練というところで、これも非常に大事な、よく練られた、いま報告4-1の資料も先ほどご報告いただいて、これもやはり災害が起こったあとにどうやってまちを建て直すかという問題と、そこからまたもう一度災害に強い減災のまちづくり、ここに戻って予防対策も含めて自分たちが対策を一緒に考えていくということが両方含まれていると思うのですが、そのへんの関連性について、これは当然違う部署のところ、いろいろな努力や事業をされていると思いますが。

たとえば、今度中央防災会議のほうで、国土交通省に20億円の予算がついて、住宅・建物の耐震化を重点的に進めるというふうなことがなった。そういうこととの、これは実際に市町村に落ちて、まちレベルで取り組まれていくのだと思いますが、そういう事前防災、減災の活動と、それから災害が起こったあとの、壊れた、焼けた、瓦礫になった、焼け野原になったという、まちづくりというのは非常にしやすいのです。

逆に、足立区の例で報告されていたように、まちを離れない、住んでいたところに住み続けられる。たとえば、半分壊れた家をちょっと補修をして住み続ける。あるいは、仮設の時限的な市街地という新しい考え方、これは私もすばらしいということでは思っております。時限的な市街地、そのなかでの時限的な住まいということを含めて、それが壊れないで住み続けるということも含めた一つのプロセスのところを、いろいろ言っておりますけれども、具体的に住宅耐震化で、今年度重点的に20億円の予算がついて、区市町村に落ちていく、これとの関連で、特に何か具体的なことを考えられるのか、ちょっとお聞きしたいことと。

それからもう一つだけ。三宅島の2月から全員の帰島がはじまりまして、私どもちょっとお手伝いをさせていただいておりますが、これの復興マニュアル、あるいは復興プロセス編なりの、三宅島の復興への適用というものは、たとえばライフライン関係というのは、かなり東京都も力を入れてやられたと思いますが、これから生活の復興で、たとえば産業なり仕事の復興、それから福祉も含めて非常に厳しい局面を迎えて、そういう生活の復興とか、このへんの復興マニュアルの三宅島への適用というのは、三宅島は都市部とは違いますが、でもあれも非常に大きな災害だと思いますので、これについてもどこかで点検されて、ご報告いただければというふうに希望します。以上です。

○中林座長 ほかに。すみません、今野委員でした。

○今野委員 いまの復興まちづくりという話がちょっと出たのですけれども、それと引っかかるかどうか、関連しておうかがいしたのです。

途中で入ってきたので、こういう議論はすでになされているかもしれませんが、資料4-1で、16年度に実施した復興市民組織育成事業の地区5つが紹介されていますが、事前に復興市民組織を育成していくというのは、おそらく復興過程のなかでの地域復興協議会につないでいこう、そのコアの部分、要するに仕掛けをつくっておこう、種を蒔いておこうという意味で、非常に重要だと思うのです。

それは、たぶんその次のステップで、協働復興区を認定しますという話までつながっていく、その組織的な面での母体になるはずのものであるのですけれども、ちょっと気になったのは、仕掛けをする、平常時に仕掛けをする訓練をおこなう単位といいますか、ブロックなのです。

訓練対象地区として、かなり小学校区か中学校区くらいの規模のものもあれば、単位町会くらいの規模のものも入っている。これはたぶん地域性というのをすごく加味しなければいけない話で、区とか市町村レベルが一番実態を掌握していて、ここのまとまりというかたちで巻き込んでいくのだと思うのですけれども、もうちょっと長期的な展望を考えたときに、要するに不幸にして復興段階になってしまったときに、地域復興協議会というのは、かなりの、一つの広い範囲での地域の合意形成の主体にならないと、うまく機能していかないという課題をかかえる場面というのが出てくると思うのです。そのへんのところにどうつながっていくのかなというのを一所懸命想像しようとするのですけれども、どうもいただいた資料を見ていると見えない、見えてこない。ブロックのとり方について、何かガイドラインみたいなものが議論されているのでしょうかということをおうかがいでき

ればと思うのです。

○石川委員 関連ですけれども。

○中林委員 では、石川委員、そのあと佐口委員、山崎委員とお願いします。

○石川委員 いま、私もいろいろあるなかの一つで、この復興まちづくりは興味を持って聞かせていただいているのですが、防災関係、減災で言えば、自助・共助・公助というなかで、都として共助・自助に対する動きを加速していくという意味では、これは非常に重要だと思うのですけれども、いまいろいろと話が出ましたように、どうかたちでこれが選定されているのかというのは、ちょっと私も疑問といたしますか、教えていただきたいと思っていました。

もう一つ、提案っぽくなるのですけれども、やはりこれは組織として、このまちとか規模いろいろあるのですが、それを活性化していくという話もある。私が大学人なので、大学を拠点にした地域の連携、こういうものを少しやっている立場からすると、やはり経験的なのですから、組織ということよりは人というのでしょうか、人づくり的なリーダーを育てていくとか、そういう観点のほうが、何か非常にパワーを持てるような感じがしているので、このなかで具体的にそういうことをされているのかというようなことも、ちょっと興味を持ちましたので、合わせて教えていただければと思います。

○中林委員 はい、それでは佐口委員、どうぞ。

○佐口委員 いろんな方面からいろんな意見が出て、私の頭の中も少し混乱してまとまっていないのですが、初回ということで少し気のついたことだけ2点ほどお話をさせていただきたいと思うのです。私は雇用労働のことを専門に勉強しているものなので、その観点から、やや狭い観点になってしまうかもしれませんが。

先ほど一つ、国と東京都の問題が出たと思うのですけれども、雇用労働に関しても、たとえばいくつか地域雇用開発や、様々な地域雇用計画なんかの調査をしていますと、やはり国でやるべきことと地方でやるべきこと、特にいまはいろんな行政機構の改編がありまして、都道府県と労働局の関係をどういうふうにつけるのかが非常に難しい問題になっていて、もちろんそれ以外にも訓練関係では雇用・能力開発機構みたいなものとどういうふうな連携をしていくのか、あるいは分担していくのかという問題があって、いくつかここにあるものを読ませていただいても、その関係をどのようにつけて、東京都として独自にどういうことをやっていくのか、それから国としてどういうことをやっていくのかというものの整理を、ある程度はもちろん進んでいるとは思っているのですけれども、そこを予算的

なことも含めてもう少し明らかにしていくということをする必要があるのではないかと  
いうこと。これは一つ、国と都の分担の問題についてです。

もう一つが、一応雇用の問題というのは、産業、復興というような話のなかで、産業と  
いうことのなかに入っているわけなのですけれども、実際に様々な局面になってくると、  
たとえば福祉の問題と非常にかかわってくるようになってくる局面がいっぱい出てくると  
思うのです。

つまり、いろんなリスクが重なって、いろんな問題が重なってしまって、たとえばいろ  
んな利用可能な資源があったとしても、すぐにそれを活用ができないような人たちとい  
うのが出てきてしまうと思うのです。そうすると、雇用や何かの問題に関しても、福祉的な  
措置というものが必要になってくる可能性がある。そういうものの連携というものを地方  
のレベル、地域のレベルでつくっていく必要があって、それは震災の前のところからそう  
いうものをつくっていく必要があって、NPOの育成や、実際に行政が組織をつくってい  
く場合もそういう観点をぜひとも生かしていただきたいというふうに思っております、  
そういう点からいろいろ助言もさせていただきたいと思っております。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。では、山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。時間がもう少なくなってまいりましたので、簡潔に  
まいりたいと思います。

私は、自分の専門性から申しますと、くらし復興部会というあたりにいくつか意見があ  
るわけです。このマニュアルを事前に頂戴しまして、都民の一人としましては、ここまで  
きっちりすでにおつくりになっていらっしゃるのかと、大変すばらしいもののおありにな  
るなということと、しかし、都民の私はまったく知らなかったわというような、行政レベ  
ルと都民レベルの乖離と申しますか、このへんのことの一つ、まずは感想がございました。

それからもう一つは、いわゆる少子高齢社会がこれからどんどん進行するわけですが、  
人口減少のなかの少子高齢化、もう来年度あたりからやってくる、そうしますと復興とい  
う、災害は忘れなくても明日にでもくるかもしれませぬので、いつの時点をターゲットに  
しているのかなどというのは、愚問かもしれませんが、復興といたしましたときに、今後災  
害弱者と言われる高齢者ですとか、いろんな傷病者・障害者の方たちの質が違ってくる。  
このあたりをもう少し洗練させておく必要があるのではないかと気がいたします。

特に東京都は、一人暮らし高齢者が大変多い都市でございますし、今後ますます増えて  
いく。それから高齢者のなかでも、このくらし部会では新たな福祉需要という書きぶり

ございますが、そうではなく自助の機能がはたせない災害弱者をどうしていくのかといったところが、大きな東京の問題ではないかな。

ただ、介護保険等がはじまりましてから、かなり通常の、現在の行政レベルの基盤整備が進んできている。日々の既存の基盤整備が進んでいるものを、復興の時点でどのように活用するのかといったことと、新たに復興策として構築しなければいけないもの、これがあるだろう。

たとえば、数年前の宮城沖地震のときに、介護保険のはじまります前は、一人暮らし老人がどこにいるか、寝たきり老人がどこにいるか、行政も実は把握をしきれていなかったわけです。ですが宮城沖地震のときには、要介護認定の、パソコンに入っている住所録を持って役場の職員が、一戸一戸、どこにいて、この方がどうなっているかという、把握の行動が移せたといったように、だいぶ情勢が変わってきていますよね。ですから、既存の、あるデータを市町村がどんなふうに使って、復興にしするものがあるのか。このへんの日常業務とのからみというものを、区市町村が復興対策だけではなく、復興、災害対策の意識を持って日常業務をするということでしょうか。そのへんの意識啓発が非常に大事になってくるかな。

それからやはり、住み慣れた地域を離れたくない、これは強い住民の意識としてあるわけですので、そこでどのように復興していくか。先ほどの、エリアごとに足立区は確かに違うし、新宿も違うなどと思って拝見していたのですけれども、そのへんのところを、自助の支援といったところですか、それがいわゆる公助ということになるのでしょうか、もう少し顔が見えるようなイメージをもっと都民に近いところに知らせられるような、そんなプログラムになっていくといいのかなというのが、今日の感想でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、初期の災害医療というのは、かなり東京都は構築していらっしゃいますが、中長期にわたりますと、先ほど出ました人の問題だけではなく、やはり場というものが大事になってまいりまして、今回の中越では仮設の中に拠りどころの居場所ですとか、パトロールの拠点を設けた。

実は私は3月末に、本当に土日だけインドネシア、ジャカルタに参ったのですが、アチェのすごい大災害のところも仮設ができています。仮設のあるところには、必ず1カ所ヘルスステーションを設ける。そのヘルスステーションはミニステーションですが、15



人のスタッフ。医者が何人、看護師が何人、他のスタッフが何人と、ヘルスステーションを仮設の中に必ず1カ所設けて、それを15人チームで24時間365日で仮設の健康管理をする。これは非常に重要なことだと思って、私は見てきたのですが、そういうアイデアも、もしかしたら東京都の場合も必要になるかもしれない。そんなことでございます。少し長くなりました。

○中林委員 ありがとうございます。時間ですが、せっかくの機会ですのでちょっと延長させていただいて。

○垣内委員 すみません。専門家ではないので、すぐに終わるようにします。私ははじめて今日参加させていただいたものですから、こんなすばらしいマニュアルができていのも知りませんで、とても感銘を受けたのですが、若干違和感があるところが2つほどあります。

一つは、罹災を繰り返さないということを何回も書いてあるのですけれども、それよりも何より罹災をできるだけしないというところが、やはりポイントかなと思います。ほかの先生方もおっしゃっていたのですけれども。

私は、文化政策とか芸術とかをやっているものですから、たとえば美術品などを扱うときは、唯一無二のものなので、できるだけ壊さない。とにかく壊さない、失わないということがものすごく前提になるわけです。そのためにすべてのことをして、もちろん保険もかけますけれども、ですからそういう考え方、もしとても大切な都市、空間であるということであれば、そこに初期投資をしていく、災害前に初期投資をしていくというところがとても重要ではないかと思うのですけれども、その部分が、たとえばこのすばらしい非常に厚いマニュアルの中で、震災前の行動という部分が、震災後の行動よりもはるかに少なく、たぶんそれは組織のなかのほかのセクションがされているのかもしれないのですけれども。

ここで2点目と関わってくるのですけれども、ほかのセクションとの連携というのですか、まちづくりというのはいろいろなセクションで扱われていることが必ずオーバーラップしてくるわけですから、そこでの連携というものをどういうふうに、もう議論されたあとなのかもしれないのですけれども、少し教えていただければありがたいと思っております。

たとえば、罹災を繰り返さないと言っているのですけれども、関東大震災でかなりのものが壊れているのです。たとえば、浅草ロックのオペラの劇場があったのですが、あの芝

居小屋はみんな震災でやられまして、そのあと復興できなかつたということもあります。そういうような過去の経験から、もうすでにある程度の知見というのも当然あるわけで、それがまちづくりに生かされて、いま現在の東京のまちにつながっているのではないかと思うので、そこの縦横に時間軸、それから空間軸の広がりみたいなのところも教えていただければと思います。

○中林委員 最後でいいですか。では、森反委員お願いします。

○森反委員 私をはじめですが、たくさん課題が解決されていると。それで、こういうものができているわけですが、今日いろんな窓口ができた。行政の組織対応ができた。それは実行可能なのかという、そこどころがまったく見えないというのが一つあります。

もう一つ、これは知らなかつたことなのですが、資料の4-3のところ、避難生活期の段階から、弁護士等の相談が非常に重要になるという、「地域復興協議会の活動を支援する仕組みの整備」というようなことが書かれていて、私はまさにこのとおりだと思います。

避難生活の場所、避難所なのですけども、公設のいわば学校等の公共施設で避難所をやると。そのほかいろんなところに避難所ができると思うんですけども、その避難所にもどのように介入するか、避難生活段階でどのように介入するかということが、地域復興協議会を立ち上げられるか、立ち上げられないかの瀬戸際になる。

すなわち、阪神・淡路大震災の、室崎さんもお書きになっていますが、兵庫県の10年検証を拝見していると、未曾有の災害であつたと。したがって、誰もこれほど長期になり、どのようなことが起こるか見通しがつかなかつた。したがって、初期は避難所がある。避難所から、救助法による応急仮設住宅に、社会的弱者優先枠で送らざるを得なかつた。その結果、残された多くの中間層、あるいはその他の人たちの自力復興にゆだねられると。したがってそれを支援しないわけにはいかないので、基金が設立されて様々な支援事業が打たれていった。こういうストーリーになつていて、それはやむをえなくて、かつ依然としていまも、人のつながりとコミュニティが大事であるということはずっと言い続けている。したがって、目標としてのコミュニティであり、目標としての人のつながり。そういう後追的な支援策を出さざるを得なかつたという痛烈な反省に満ちているのです。

これをそういうふうにはいけないのではないかということで、時限的市街地であり、この東京都の作業だと思うのですが、その最大の分かれ目はどこにあるのかと言うと、仮設、避難所にある。すなわち地域住民がともかくも自分の直近の避難所に避難して、そこ

で1週間あるいは10日いると。資力のある人は徐々に出て行くというような構図があるわけですが、その段階でどのように住民組織を立ち上げられるか。そこにどういう情報を投入できるかということが非常に重要だというふうに思わざるを得ないです。

そのときに、たとえばこのパンフレットをいただいても、住民としては自分の生活再建、住宅再建がどうなるのかはわからないと思うのです。リーフレットが新しくつくられたということなのですが、私が望むのは、一都民として、被災したら都はどのような援助をしてくれるのか、非常にわかりやすい簡単なメニューです、あるいはそれにアクセスできる情報源、そういう一覧表ができるのかということです。いまの段階で。

すなわち、そういう復興にあたって、復興の協働ということを謳っていますが、協働が可能になるような積極的に介入がない限り、ほとんど協働できないということは、神戸で立証されていたと思うのです、僕は。白地地区における復興まちづくり協議会は、ほとんど立ち上がれなかった。これが一つなのです。そこをどうやって立ち上げるかというのが大きな課題だと。そこがまったく、すでに整備されているのかもしれませんが、まだ見えません。時限的市街地の概念について、復興がもう、依然として利用可能な建物としてつくるといふふうに言われると、たとえば事業用仮設を応急仮設住宅として転用すると言うけれども、それは時限的市街地のカテゴリーのなかに入らないのではないかと。こういう矛盾があるかと思うのです。先ほどの高橋さんのご説明から言うと。それをどうするのだろうか。

あるいは、地域復興協議会ができる地域はいい。できない地域で、たとえば密集で接道条件が悪いところがある。道路に面したところの人は、自力再建ができるので先に建ててしまった。奥の人たちは自力再建ができない。すなわち、地域として合意形成はできないけれども、極小域で合意形成をすれば復興できるよと。しかし、その情報がないために復興できない人たちが、すなわち更地のままに残される街区の暗黒部が出てこないか。極小的にです。そういう阪神の大きな教訓というのだと、個か団体かという、中間がまったくない。もちろん中間で、住宅事業、市住総とかいろんなのかかわっている地域でかろうじて立ち上がっていくところもありましたけれども、そういうものも組織的に立ち上げていくような仕組みをつくっておかないと、あるいはそういうものを支援できる、あるいはそれを受けとめるような仕組みが本当にあるのかどうか。そのへんを疑問に思います。

○中林座長 ありがとうございます。では、佐藤副座長のほうから話をいただいて。

○佐藤副座長 いま森反委員がおっしゃったことと、基本的に考えているベースが同じだ

と思うのですが、具体的なことで申し上げたいのですが、この復興市民組織育成事業というのは、これは極めて先ほどから出ているように重要だと思うのです。ただこれをいまのペースでやっている、いつになったら全域になるのか。だから10年間で全域必ずやるとか、そういう目標を立てて、それでそれぞれの区がどういう順番でやっていくということをやるとか。とにかくこれが僕はキーになると思うのです。これはいろんなことで波及していくと思うのです。人の育成とか、リーダーがそのなかから出てくるとか。いま地域の中で力を持っている人が、実際にはこういうことなかではまったく働けないので、若い人に世代交代をしなければいけないとか、そういうことが必ず出てくるはずなので、これをとにかく10年間で全域にいきわたらせるとか、そういうはっきりした目標を立てて、これをキーにして進めていく必要があるのではないかというのが、一つです。

それから、先ほど座長が復興模擬訓練という言葉をおっしゃったのですが、復興模擬訓練と復興市民組織育成事業というのは全然違う概念で、本来やはり事前復興の模擬訓練であるべきだと思うのです。そのためには、行政職員がちゃんとかかわって、どういうかたちで住民の人たちと、組織と話し合いをして決定していくかという、そのところに踏み込んでいかないと本当はできないのだけれども、どうもそのへんが引けていて、要するにこれは市民組織を育てるためだけのものという感じになっていて、実際には育てた住民組織といかに議論をして次の復興につなげていくかということをやっていかなければいけない。このところは、相当きついことになると思うのです。このへんのところに関しては、東京都の建築防災まちづくりセンターの座談会で、中林座長も含めて一緒に議論したことがあるのです。ぜひそれを読んでもらいたいと思うのです。要するに、地区担当、職員もきちっとして、それでその地域と事前復興のまちづくりを事前にやっていくというような体制をやらないと機能しないのではないかとということなのです。これが2点目です。

3点目は、これはちょっと申し上げるべきかどうかかわからないのですが、この会議はともに受け取ると、ものすごく大事な会議だと思うのです。だけれども、何かことが起きたときに召集されて、いったい我々がそのときに何をやらなければいいかが、さっぱりわからない。事前復興の、住民がまちづくりの訓練をやっているように、我々もそういうことをやっておかないと、皆さんが何を考えている方もわからないので、いきなり集められて議論をはじめたらまったく対立したとか、こういうことを考えている方なのかとかということになると、どうもまずいのではないかと。だからそういうことも、住民だけではなくて我々もやっておかなければいけないのかなという気がします。

それからそこに出てくると、こんなことも勉強しておかなければいけないのかと、我々も自覚をするようなことも出てくるのかと、その3点を申し上げておきたいと思います。

○中林座長 ありがとうございます。では、手短にお願いします。

○田代委員 手短に申し上げます。私もいまのおっしゃった点は、非常に大事だと思っ  
ていまして、私自身は、もし何かあったら、まず何からはじめたらいいのだろう、どうい  
う役割を持たされるのだろう、持つべきなのだろうということを常に、先ほどのメールで  
も何かきっかけをつくっていただくといいなと思います。

それからやはり、つくる住民組織の支援ということだったのですけれども、行政組織と  
のかかわりの継続性というのですか、特に行政の方はどんどんお変わりになるけれども、  
住んでいる方はほとんど変わらないということで、そのバトンタッチということで、連  
携が継続していくような仕組みというのは、常にお考えいただければと思います。

それから、パンフレットの7ページが非常に興味があったのですがすけれども、いまの姿勢  
の全体がうまく体制ができていくということをおねらって書かれているのですがすけれども、問  
題なのは7ページの一番下のところで、復興への考えが共有できないとか、これが非常に  
多く出てきてしまったときに問題なのであって、できるだけこれが発生しないようにする  
ために、おそらくいま現在訓練も含めて、先ほどの10年で全体にわたってプランをつく  
っておくとかいうお話がございましたけれども、そのへんをこの会議とかで積極的に誘導  
していく、あるいはそれを誘導するためのシステムづくりが大事なのではないかと  
いうふうに考えます。以上です。

○中林座長 最初に申し上げましたように、時間が足りなかったのですが、この全体会議  
は年に2回ぐらいしか開かれないということで、今日皆さんから出されたご質問とか意見  
に対して、事務局が答えるということは、たぶん今日は無理だと思っています。議事録を  
きちんととっていただければと思いますので、それをベースにして、次回の全体会議、年度  
末かもうちょっと前になるかわかりませんが、そのときまでに今日の各委員の質問とか意  
見を整理していただいて、それに対して現状はどうなっているか、あるいは今後の課題と  
してはどういうふうな展開というか、とらえ方をするか、そのあたりをぜひ整理して  
いただきたい。それは、場合によったら少し早めに整理していただいて、各委員にお示し  
いただければというふうに思います。

それからその課題を割り振ると、縦割り型になるので、あまりよろしくない点もあるの  
ですけれども、とりあえず関連ありそうな分科会に、今日様々に出た意見、質問を整理し

ていただいて、今年度の関連の分科会のなかでどのように位置づけ、検討していくかというようなことも、少し見えるようなかたちで整理していただけると、先ほどちょっとご発言がありましたように、分科会に各委員が参加していただくときの、一つの論点整理にもなるのかなというふうに思いますので、ぜひそんなかたちでしていただきたいと思います。

実際に災害が起きてしまうと、事前の話はなくなって、まさにこれから事後どうするかという話に集約するのですけれども、この会議は事前設置で前倒しで議論をしているものですから、連続復興と言いますか、実はいまから復興までが連続していて、つまり事前から事後までが連続している議論をどうしてもせざるを得ないということになります。東京都の震災対策全体としては、事前の取組みというのは膨大なものがあって、そのなかでこの復興がどういう位置づけになっているのかという点、先ほどの地域防災計画の中の復興編に基本的には位置づけられているということなのですから、全体としての震災対策のなかで、この復興関連というのがどういう位置づけになるのか、これも資料を集めると膨大なものになるのでしょうかけれども、なるべく簡便なかたちでお示ししていただくと、位置づけとして、我々の会議がどういう位置にあるのかということがわかりやすいのかなというふうにも思います。

それから、各復興は、事前のまちづくりと同じで総合ですから、今日も各関連部局がすべて来て事務局がおられるわけですから、当然そのなかでそれぞれ事前に取り組みされているわけですから、復興のためにじっと待っているのではなくて、備えて復興を待つとか、災害のために備えるというのが大事だということは、たぶん委員からいろいろご意見もでしたが、事務局側もそうだというふうに思っていると思います。

ですからそのへんも含めて、分科会でのディスカッションの場を十分活用していただいて、行政側と我々、あるいは佐藤委員はさらに我々の横のコミュニケーションも継続的にということで、ぜひそんなやり方を工夫していただけるとありがたいと思います。

全体が集まるのは、予算のこともあり、急にはできないと思いますので、そのへんは先ほど高見澤委員からご提案のあったメールというような手段を使って、少し横の連携もできるような、あるいは横のディスカッションもできるような場もご検討いただくと、ありがたいというふうに思います。

ということで、とりあえず今日のまとめをさせていただきましたが、事務局側から特に何かご発言がございますでしょうか。

○中村総合防災部長 総合防災部長の中村でございます。いま、中林先生からもお話がご

ございましたけれども、私どもは先ほど嶋原が申し上げました、地域防災計画、これは「災害対策基本法」に基づいてつくっているものでございますけれども、そのなかでいろんなプロセスが書いてございます。一応、申し上げますと、予防計画ということで、これは事前のいろんな対策を立てるわけでございます。これにつきましては、私どもに震災対策条例というものがあまして、この条例に基づきまして、震災対策基本計画というものをつくりまして、ここにございますような建物の耐震化、あるいは住宅密集地域の改善とかそういうことをおこなっております。それから実際に発災したときの応急対策、それから復旧、それから復興という流れが書いてございまして、この復旧から復興へというところが、今回の事業の問題でございます。

この復興が終わってから復興ということではなくて、事前から準備をしておこうというのがねらいでございますので、そのへんはご理解いただきたいと思っております。

それからお手元に首都直下の地震の対策の専門調査会の被害想定をお配りしてございますが、これは2月25日に中央防災会議の首都直下地震専門調査会が発表したものでございまして、色がついてございますが、赤く塗ってあるところが2月25日に発表した部分、それから白塗りのところが人的被害、それから建物の被害、こういうところは12月15日に発表したものでございます。これは全体が総合して被害想定となっております。

一番右側でございますのが、東京都が平成9年に公表いたしました被害想定でございまして、現在の東京都の地域防災計画は、この平成9年の8月に公表しました被害想定に基づいてつくっているものでございます。

○事務局 事務局から1点だけ補足をさせていただきます。非常に多面的に貴重なご意見とサポートをいただきまして、ありがとうございます。いただきました宿題につきましては、次回に整理してぜひお示ししたいと思います。

そのなかで1点だけ、東京都がいま取り組んでいる地域協働復興、あるいは模擬訓練という取組みなのですが、実は本来はこれは当然のことながら、基礎的自治体の区市町村が日ごろからこれを推進して取り組むべき課題であります。ところが、阪神・淡路から10年経ちますが、必ずしも東京都全体の区市町村を見直しますと、やはり基本は防災ということで、どうやって住民の命を救うかということで、初動対応あるいは応急対応でほとんど追われているのが現状であります。

わざわざ私ども東京都が、地域にある意味でしゃしゃり出て行って、なぜそういうことをやっているのかというのは、一つは自助・共助の地域力を養って復興に向けていただく

ということもありますが、同時に区市町村の意識も改革していただいて、復興についてもぜひ前向きにやっていただきたいということで、いわばファシリテーターの役割としてやっております。

いま、この育成事業も3年間の時限事業ということになっておりますので、その後、区市町村がその取組みをどういうふうに持続させていって、拡大されていくかということは、東京都としても新たな取組みとして、していかなければいけないというふうに考えておりますので、そのへんのところもご理解をいただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○中林座長 最後の点が、3年間の時限ですけれども、たぶんご存じの上で、佐藤委員は4年目から先にも何らかのかたちで展開できないか、同じようなまま継続できるか、新しい展開になるかというあたりは、またこの会議でもいろいろな意見、あるいは発信をさせていただきたいと思っておりますし、事務局側もぜひお願いしたいと思っております。

当初の3年間の事業ですと、20地区かける3年で60地区あるから、3年やれば56の島しょを除く各自治体で1カ所できるのではないかという目論見だったと思うのですが、予算のかかる問題ですので、初年度というのは、結局さっきの説明のあった5地区しかできなかったということです。2年目、3年目でどれぐらいできるかにもよりますが、たぶん継続性が非常に大事だということと、それから復興で今日もいろいろ議論でお話が出ましたけれども、いわゆる総務局災害対策という従来の緊急対応、あるいは応急対応的な流れと、それから事前のまちづくり、あるいは事後の復興まちづくりという、建設とか住宅系がかかわるまちづくりとが、都レベルでやっとな統合するような議論の場ができていたのですが、区市町村はまだまだそれが統合的に議論する場もないのです。

訓練をやってきた、あるいは育成事業をやってきた自治体はその場ではじめて行政上の連携ができています。4回ワークショップをすると、最初の2回は避難所までは総務課が中心になって、市民と話し合い、後半の復興の話とかになると、まちづくり部隊が出てきて都民・区民と話をし、会場で区の両部隊が同時にそういう震災問題を話し合う場ができる。

私がいくつかお手伝いをさせていただいて、住民側もさることながら、基礎自治体が横並びで、まさに連続復興を基礎自治体が模擬体験するというのは、すごく大事なことなのではないかなと思っています。いま事務局からお話があったように、私も実感しておりますので、ぜひこういうチャンスを来年、再来年で打ち切りではなくて、もうちょっと都か



らプッシュして、基礎自治体を押し上げてあげるといことも含めて、ぜひご検討していただきたいと、僭越ですがそんなことも思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、ご発言があるのかもしれませんが、時間も押していますので、事務局からこの後の連絡について、よろしいでしょうか。

○高橋参事 先ほど、部会における検討についてご意見がありまして、部会によりまして課題の進捗状況とか、課題の内容が異なりますので、方法と具体的なやり方については、座長とご相談しながら。また、個別に委員の先生方にもご相談させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。また、今日のご意見とご質問等々たくさんいただきましたので、ありがとうございます。これも、先ほど座長のほうから整理していただきましたけれども、できるだけ早めに整理して、メールで答えてみたり、あるいは部会の場でとか、いろんな場面で意見交換、あるいは直接お答えするようなかたちで対応していきたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○中林座長 それでは、初回会議の締めくくりでございますし、中村危機管理監の方から、ひとこと締めのご挨拶いただきたいと思います。

○中村危機管理監 大変お忙しいなかをお集まりいただきまして、また短い時間で、大変申し訳なかったのですけれども、胸が締めつけられるような、胃が痛くなるようなご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

先ほどから三宅島の話も出ておりますけれども、おかげさまで5年弱にわたりまして避難生活を送って、2月から島民が戻っております。いま1,200人ほどですかね、島に戻って生活しております。

先ほどご質問にあったように、三宅の復興はどうかのだと。私どもがここでやっておりますのは、震災復興なのです。三宅は火山あるいは火山ガスによる避難で、いまは戻っているということで、様相はちょっと違いますけれども、このマニュアルはぜひ生かされる部分があるのではないかとこのように考えております。そういう意味で、震災ばかりではなくて、私どものところは「国民保護法」も担当しておりますので、震災をはじめとする自然災害、それから事件・事故、あるいは東京に対する着上陸はないとは思いますが、国民保護法で痛みつけられたときの復興。いろんなことを考えていかなければいけないというふうに考えております。

そういう意味で、先生方にまたご助言、ご指導をいただいて、我々は他の府県、市町村に比べると、縦割りはいくぶん均らされている、横割になりつつあるのかなという気がし

ますけれども、ぜひともご協力、ご助言をいただきたいというふうに思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

○中林座長 どうもありがとうございました。シナリオは「予定の時間もまいりましたので」だったのですが、予定の時間を大幅に過ぎまして、申し訳ありませんでした。これで、本日の会議を終了させていただきたいと思います。

たぶん、全委員の皆さまのメールその他のアドレスが全部捕捉できていないかもしれませんが、お尋ねがあるかもしれませんが、いまのような趣旨ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○石井市街地整備部長 よろしいですか。事前のまちづくりの話に関しましては、今日はお答えする機会がなかったものですから、お尋ねいただければ、こんな取組みをしていますというようなことは、お話できるかと思ひます。

こういったマニュアル、復興に関する議論が最近できるようになりましたのは、その前は、それはそういう事態を待っているのではないのと、そういうことはいけないよということで、その手前でもっとやらなければいけないことがいっぱいあるのだぞということで、なかなかこういう踏み切りができなかったのですが、いまはそういうことも含めて考えようというふうに変わってきたということだけ、ご理解いただきたいと思ひます。当然にして、事前のまちづくりは、一所懸命やっている。なかなか進まないのが実態ですが、一所懸命やっているということだけ、補足させていただきます。

○中林座長 ありがとうございます。それでは、議事録か何かを委員に送るのが一番、直近でしょうか。

○中村総合防災部長 議事録を起こしまして、それにお答えできるものはお答えし、あるいは資料を提示して、

○中林座長 そうですね。あるいは整理していただいたもの。そのときに、もし可能でしたら、現在の震災対策計画、例の青い報告書がありますよね。あれを同封して委員に送って。

○中村総合防災部長 地域防災計画ですね。

○中林座長 ではなくて、震災条例の、震災対策事業計画。あれが、たぶんいま何をやっているかという全貌が。見直し中ですか、いま。

○中村総合防災部長 改訂、今年、出しています。

○中林座長 そうですね。では、それが間に合ったらということで、よろしくお願ひしま

す。では、どうもありがとうございました。

(了)